

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第132号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(徴収額の軽減)」を付し、同条第2項中「第1号様式」を「別記様式」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表第1備考以外の部分中「同一世帯から2人以上入所している場合に

(所得税額)		(所得税額)	
D ₁	1円以上 8,000円未満	D ₁	1円以上 9,000円未満
D ₂	8,000円以上 24,000円未満	D ₂	9,000円以上 27,000円未満
D ₃	24,000円以上 72,000円未満	D ₃	27,000円以上 81,000円未満
D ₄	72,000円以上 120,000円未満	D ₄	81,000円以上 135,000円未満
D ₅	120,000円以上 168,000円未満	D ₅	135,000円以上 189,000円未満
D ₆	168,000円以上 240,000円未満	D ₆	189,000円以上 270,000円未満

おける」を削り、

を

に改

D ₇	240,000円以上 560,000円未満	D ₇	270,000円以上 630,000円未満
D ₈	560,000円以上	D ₈	630,000円以上

め、同表備考6(4)中「又は(3)」を「から(6)まで」に改め、同備考6(4)を同備考6(7)とし、同備考6(3)の次に次のように加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 国民年金法の規定による障害基礎年金その他障害を支給事由とする年金の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

別表第1備考6を同備考11とし、同備考5中「4」を「9」に改め、同備考中5を10とし、4を9とし、同備考3中「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を「旧経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」に、「並びに第41条の2」を「第41条の2並びに第41条の19の2第1項」に改め、同備考中3を8とし、2を7とし、7の前に次のように加える。

4 同一世帯に昼間里親（京都市昼間里親規則第2条の規定により昼間里親登録簿に登録された者をいう。以下同じ。）に保育される児童がある場合における徴収額は、次に掲げる当該児童の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 1人 次に掲げる保育所に入所している児童の数の区分に応じ、

それぞれ次に掲げる額

ア 1人 2人目の児童についての加算額に相当する額

イ 2人以上 アに掲げる額に、保育所に入所している児童で2人目以後のもの1人につき、2人目の児童についての加算額の5分の1に相当する額を加算した額

(2) 2人以上 保育所に入所している児童1人につき、2人目の児童についての加算額の5分の1に相当する額

5 同一世帯に幼稚園又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条第2項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）に入園している児童がある場合における徴収額は、当該児童が保育所に入所しているものとしてこの表により計算した額から、当該児童に係る基準額又は加算額を控除して得た額とする。

6 4及び5にかかわらず、同一世帯に昼間里親に保育される児童があり、かつ、幼稚園又は認定こども園に入所している児童がある場合における徴収額は、保育所に入所している児童1人につき、2人目の児童についての加算額の5分の1に相当する額とする。

別表第1備考1中「同一世帯から2人以上入所している場合における」を削り、「切り捨てた額」の右に「。以下同じ。」を加え、同備考1を同備考3とし、同備考3の前に次のように加える。

1 「2人目の児童についての加算額」とは、同一世帯から2人以上入所している場合における2人目の児童についての加算額をいう。

2 同一世帯から2人以上入所している場合においては、そのうちの年長者の年齢に応じて基準額を算定し、年長の順序に従って加算額

を算定するものとする。

別表第3備考2及び別表第5備考2中「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を「旧経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」に、「並びに第41条の2」を「第41条の2並びに第41条の19の2第1項」に改める。

別表第6を削る。

第2号様式を削り、第1号様式を別記様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定は、平成19年4月分の児童福祉法第51条第3号及び第4号に掲げる費用の徴収額(以下「徴収額」という。)から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部保育課)